

## 南部町立学校給食センター調理等業務委託事業プロポーザル審査会設置要領

### (設置)

第1条 南部町立学校給食センター調理等業務委託事業の受託事業者の決定に係る審査等を行うため、南部町立学校給食センター調理等業務委託事業公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (調査審議する事項)

第2条 審査会は、南部町立学校給食センター調理等業務委託事業の受託者の選定に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 提案書の審査を行うこと。
- (2) 前項に掲げるもののほか、南部町立学校給食センター調理等業務委託事業に係る提案書の審査のため必要な事項

### (組織)

第3条 審査会は、審査員9人で構成する。

### (審査員)

第4条 審査員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、南部町長が委嘱する。

- 2 審査員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。なお、補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

### (秘密の保持)

第6条 審査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第7条 審査会の庶務は、南部町教育委員会事務局総務・学校教育課において行う。

### 附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。